

すくも市議会だより

第110号

編集 議会だより編集委員会 発行 宿毛市議会

定例会の概要

令和4年第1回定例会は、2月28日に開会し、23日間の会期で3月22日に閉会しました。

市長から提出された議案は、

専決処分2件、「名誉市民の選定同意」など人事議案6件、「令和4年度宿毛市一般会計

予算」など予算議案24件、「宿毛市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定」

など条例議案21件、「工事請負契約の締結」などその他議案7件の合計60議案であり、

審議の結果、いずれも原案どおり可決されました。

市政に対する一般質問は、7日、8日に行われ、8人の議員が質問に立ち、また、9日には議案に対する質疑が行われました。

4日には議員から「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議」が提出され審議の結果、原案どおり可決されました。

補正予算

◎一般会計(議案第9号)

令和3年度補正予算は、3億3300万6千円が減額され、総額で182億9309万5千円となりました。

当初予算

◎一般会計(議案第20号)

令和4年度一般会計予算は総額131億8191万6千円、前年度より29億5682万5千円の減額となっています。(詳細は、4〜5ページをご参照下さい。)

(歳出の主なもの)

◎新型コロナウイルスワクチン接種事業
.....5855万5千円

◎地域集会所耐震化促進事業費補助金1183万5千円

◎宿毛市福祉医療費助成事業.....819万5千円

.....2億3857万9千円

第1回(3月)定例会日程

| | |
|----------|----------------------------|
| 2月28日(月) | 開会 行政方針の表明、議案上程、提案理由の説明 |
| 3月1日(火) | 議案等精査 |
| 2日(水) | 議案等精査 |
| 3日(木) | 議案等精査 |
| 4日(金) | 議案等精査 |
| 5日(土) | 休会 |
| 6日(日) | 休会 |
| 7日(月) | 休会 |
| 8日(火) | 休会 |
| 9日(水) | 休会 |
| 10日(木) | 休会 |
| 11日(金) | 休会 |
| 12日(土) | 休会 |
| 13日(日) | 休会 |
| 14日(月) | 休会 |
| 15日(火) | 休会 |
| 16日(水) | 休会 |
| 17日(木) | 休会 |
| 18日(金) | 休会 |
| 19日(土) | 休会 |
| 20日(日) | 休会 |
| 21日(月) | 休会 |
| 22日(火) | 休会 |

開会
行政方針の表明、議案上程、提案理由の説明

議案等精査

議案等精査

議案等精査

議案等精査

議案等精査

議案等精査

議案等精査

議案等精査

議案等精査

議案等精査

議案等精査

議案等精査

専決処分

◎専決処分した事件の承認について（議案第2号）

ふるさと寄附金の増額により、緊急に予算補正する必要が生じたため、総額で1億5649万1千円を追加したものです。

条例

◎宿毛市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について（議案第33号）

地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直しを行うことができ、本条例を制定することから、

◎宿毛市特定施設整備事業減債基金条例の制定について（議案第34号）

現在進めている庁舎などの大型建設事業の財源の多くは市債によって賄っていることから、後年度の公債費にかかる負担を軽減するための財源確保を目的として、本条例を制定するものです。

◎宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について（議案第42号）及び宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について（議案第43号）

橋上小学校を宿毛小学校へ、橋上中学校を宿毛中学校へ、それぞれ令和6年4月1日から統合するため、両条例の一部を改正するものです。

◎宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について（議案第46号）

これまで「中学校終了前の児童」の医療費に係る自己負担額を助成してきたが、令和4年6月1日から対象を「18歳年度末までの児童」に拡大するため、本条例の一部を改正

◎宿毛市健康サロンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について（議案第49号）

「すくもいきいきサロン」について、稼働日及び稼働時間の拡充を図るため、本条例の一部を改正するものです。

その他

◎指定管理者の指定について（議案第58号）

「株式会社すくもグリーン企画」を令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間、「室湖ゴルフパーク」の指定管理者として指定することに、議会の議決を求めるものです。

◎工事請負契約の締結について（議案第59号）

「沖の島〜片島航路」の船舶建造工事について、契約の相手方及び契約金額が決定したので、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものです。

◎特定事業契約の変更について（議案第60号）

平成31年3月27日の議会議決を受け「宿毛学校PFI株式会社」と契約締結した「宿毛市における小中学校整備事業」について、校舎建築に際して杭工法等を変更したことに伴う変更契約を締結する必要が生じたので、議会の議決を求めるものです。

人事案件

次の人事議案を同意しました。

○議案第3号 宿毛市名誉市民の選定同意について

梶原 大樹（かじわら だいき）氏

○議案第4号 宿毛市名誉市民の選定同意について

岡本 知高（おかもと ともたか）氏

○議案第5号 教育委員会委員の任命同意について

秋場 尚誉（あきば のぶよ）氏（新任）

○議案第6号 監査委員の選任同意について

松岡 博之（まつおか ひろゆき）氏（新任）

○議案第7号 固定資産評価審査委員の選任同意について

谷 弘美（たに ひろみ）氏（新任）

○議案第8号 固定資産評価審査委員の選任同意について

三本 義男（みつもと よしお）氏（再任）



◆ 提出された議案等 ◆

(定例会)

| 議案番号 | 件 名 | 議決結果 |
|--------------|---|------|
| 第1号 | 専決処分した事件の承認について | 承認 |
| 第2号 | 専決処分した事件の承認について | 承認 |
| 第3号 | 宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めることについて | 同意 |
| 第4号 | 宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めることについて | 同意 |
| 第5号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて | 同意 |
| 第6号 | 監査委員の選任につき同意を求めることについて | 同意 |
| 第7号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて | 同意 |
| 第8号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて | 同意 |
| 第9号 | 令和3年度宿毛市一般会計補正予算について | 原案可決 |
| 第10号～ 19号 | 令和3年度各特別会計（国民健康保険事業・へき地診療事業・定期船事業・学校給食事業・下水道事業・国民宿舎運営事業・介護保険事業・土地区画整理事業・後期高齢者医療）及び水道事業会計の補正予算について | 原案可決 |
| 第20号 | 令和4年度宿毛市一般会計予算について | 原案可決 |
| 第21号～ 32号 | 令和4年度各特別会計（国民健康保険事業・へき地診療事業・定期船事業・特別養護老人ホーム・学校給食事業・下水道事業・国民宿舎運営事業・幡多西部介護認定審査会・介護保険事業・土地区画整理事業・後期高齢者医療）及び水道事業会計の予算について | 原案可決 |
| 第33号 | 宿毛市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について | 原案可決 |
| 第34号 | 宿毛市特定施設整備事業減債基金条例の制定について | 原案可決 |
| 第35号 | 宿毛市公共下水道区域外流入分担金条例の制定について | 原案可決 |
| 第36号 | 宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 第37号 | 宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 第38号 | 宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 第39号 | 宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 第40号 | 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 第41号 | 宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 第42号 | 宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 第43号 | 宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 第44号 | 宿毛市立公民館設置条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 第45号 | 宿毛市公民館使用条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 第46号 | 宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 第47号 | 宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 第48号 | 宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 第49号 | 宿毛市健康サロンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 第50号 | 宿毛市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 第51号 | 宿毛市公園条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 第52号 | 宿毛市の行政推進に協力した者の災害給付に関する条例の廃止について | 原案可決 |
| 第53号 | 宿毛市一般職員等の給与に関する特例を定める条例の廃止について | 原案可決 |
| 第54号 | 幡多西部介護認定審査会共同設置規約の変更について | 原案可決 |
| 第55号 | 高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について | 原案可決 |
| 第56号 | 高知県市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について | 原案可決 |
| 第57号 | 高知県市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について | 原案可決 |
| 第58号 | 指定管理者の指定について | 原案可決 |
| 第59号 | 工事請負契約の締結について | 原案可決 |
| 第60号 | 特定事業契約の変更について | 原案可決 |
| 決議案第1号 | ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議について | 原案可決 |

一

般

質

問

市政のそこが聞きたい!!

第1回（3月）定例会の一般質問は、7日、8日の2日間に8人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



高倉 真弓 議員

新庁舎について

問 移転の行程について問う。

答 予定通り工事も進み3月29日引き渡し、4月中旬に机椅子等の備品搬入、4月24日には、きぼうが丘保育園と新庁舎の落成式及び内覧会をし、5月2日から新庁舎での業務を開始する予定である。

問 危機管理体制を問う。

答 防犯カメラ及び機械警備を整備し、休日夜間については宿日直を配置する。南海ト

ラフ地震発生後は復旧復興の司令塔としての環境整備を図っており、情報収集共有、災害対応の機能の強化をしている。非常用発電、断水対応は其々7日間可能であり、緊急用ヘリポートやマンホールトイレの設置、食料や毛布を備蓄、隣接のきぼうが丘保育園は避難所の機能を有する施設になっている。

サニーサイドパークの遊具について

問 新しくなるサニーサイドパークは市民の期待に沿えるか問う。

答 観光拠点となる道の駅としての機能充実はもちろん公園機能についても再整備する。現在実施計画の作成中であり、地形を生かした遊具を設置し、特徴ある海辺の公園とするこ

とを検討している。安心して子供を遊ばせる空間、大人も気が休まる憩いの場となるよう整備を行う。

コロナにおける教育の損失について

問 コロナ感染症の影響による学力の低下が新聞に記載されていた。宿毛市の状況を問う。

答 令和2年度の全国一斉臨時休校に伴う授業不足分は市内全小中学校で夏休みを短縮し不足時間数を確保した。

問 コロナによる教育格差、学校閉鎖やオンライン学習による影響を問う。

答 現在のところ本市では学校、学級閉鎖等による学力の低下はなかったと考えている。低学年はなかつたと考えている。班活動や合唱を伴う音楽活動、家庭科の調理実習、密集する体育授業は感染リスクが高くとされ実施が難しく、児童生徒もストレスを感じているのではないかと。タブレット端末を活用するなど、教育活動の質を低下させないように進めている。

行政無線難聴地域解消について

問 対策を問う。

答 放送が聞こえないエリアがあり、令和2年度、防災アプリで伝達する情報を固定電話で受信出来るシステムを導入した。令和3年度、スピーカー設置業者に依頼し、山の地形などを加味して立体的に放送範囲を確認出来るデータを作成したので、これをもとに情報伝達手段を検討していく。

手話言語条例について

問 考え方、対応を問う。

答 現在病院などの手続きの際、手話通訳者を派遣する意思疎通事業を実施し支援をしている。条例制定の予定はないが幅広く情報収集の出来る環境整備を進めたい。





今城 隆 議員

遠隔医療及び離島山間部の医療、介護、生活支援について

問 SUKUMO オンライン医療実証事業の検証結果と課題を聞く。

答 この事業は、スマートフォンなどに専用アプリをダウンロードし、オンラインで予約、診察、決済を行い、処方された薬も配達で受け取れるもの。検証の一つ目は、医療アクセスの向上であり、自宅や仕事の休憩中に受診が出来る、利用者の満足度も高かった。二つ目は、地域医療情報ネットワークの活用による、多剤服用や重複投薬等の防止だが、実証件数が少なく検証できていない。三つ目は、医療提供の効率化である。成果としては、患者の自宅とオンラインでつながり、日常生活の様子を知るメリットについても、医師からの報告があった。

また、診療に必要なスマートフォンやクレジットカードの保有率が75歳以上で極端に低いと、コミュニケーションがタブレットを持参して、オンライン診療を介助することで、より質の高い診療、服薬指導ができた。

問 オンライン医療の今後の展開を聞く。

答 電話やオンラインで受診可能な医療機関は、沖の島診療所を含む9件である。沖の島では、医師不在時に拠点病院とオンラインでつなぎ、診療を行っている。

今後、オンライン診療、コミュニティナースが出向く診療、医療機器を乗せた車が患者の居住エリアに行き、医療を行う方法などを考え、進めている。

問 鶴来島の介護医療等の現状を聞く。

答 島の集落支援員による生活支援、毎月の保健師訪問による健康・生活相談、県の訪問診療を行っている。

介護保険サービスは、住宅改修や福祉用具の購入等に活用できているが、訪問介護が

難しく課題になっている。令和4年度は、介護予防を目的に、掃除、洗濯、買い物等の訪問援助サービスの実施に向け、予算計上している。

問 その他、離島山間の医療介護や、生活支援の対応を聞く。

答 山村振興法による無医地区対策として、タクシー利用助成事業を実施している。これは定期通院しており、同居家族が運転免許を所有していないこと等を条件に、月1万2千円を上限にタクシーチケットを交付している。

鶴来島では、タブレット等を活用し、オンライン健康相談や保健指導をはじめとする活動を行えるようにし、離島でもすぐに保健師とつなげられる体制づくりに努めている。

市全体としては、介護人材の確保が喫緊の課題であるため、介護従事者の就業支援や、介護従事者の負担軽減につながる事業を検討し、実施していく。



松浦 英夫 議員

新型コロナウイルス対策について

問 幡多郡一円に感染拡大の状況が見られるがどのように考えているのか。

答 県全体では、高どまりの状況である。幡多地域においては、感染者の確認は続いており、引き続き感染対策の徹底が必要である。

問 今日の状況を見ると、昨年の非常事態宣言を発した時に比べ危機感が感じられない。感染拡大が続く今こそ、市民に対して再度、強いメッセージを発する時ではないか。

答 新しい生活様式の定着を実感しており、現在の感染状況を鑑みて非常事態宣言を発する段階ではない。今後ワクチン接種を推進しながら様々な場面で感染対策の啓発を引き続き行う。

問 小児への接種が行われているが、保護者の皆さんへ副反応等だけではなく科学的根拠に基づく正しい情報発信が必要ではないか。

答 小児について副反応等のご心配があるかと思うが、情報提供に努める。接種券の中に、案内文書と厚労省の作成したパンフレットを同封している。保護者の皆さんは接種のメリット、デメリットをよく考えて判断してほしい。

問 咸陽小学校や宿毛中学校において臨時休業や学級閉鎖が見られるが、学校の休業なり学級閉鎖の判断はどのような基準で行うのか。

答 国の定めたマニュアルに従い、児童・生徒や教職員に感染が確認された場合、保健所の調査や学校医の助言を踏まえ総合的に判断をしていく。

市役所の高台移転問題について

問 新たな市役所は高台であり、しかも市街地から離れているというのを考えると今まで以上に自家用車での通勤

が増えることが予想される。
職員の駐車場の確保対策はどのようになっているのか。

答 職員用としては、249台分確保している状況である。

問 近隣の住民が大変不安に思っているのが朝夕のラッシュ時の対策でないかと考えるが、その対応を聞く。

答 午前7時30分頃から午前8時30分までの間が予想されるが、入口の県道東西にある信号時間調整等、宿毛警察署の協力をいただき渋滞の緩和に努める。

問 中央保育園は選挙時の投票所として利用されているが、高台移転に伴い今後の対応についての考えを問う。

答 当面の間、今までどおり投票所として利用していきたい。

問 市役所への進入路の浸水対策として、与市明川の土手沿いに新たな道路建設が現在行われているが、完成はいつ頃を予定しているのか。

答 現時点で県は完成時期を

示していないが、工事の進捗率は契約ベースで50%くらいである。



岡崎 利久 議員

宿毛市公共施設等総合管理計画について

問 消防団再編計画の取組状況について問う。

答 消防団の再編については、平成27年に宿毛市消防団再編計画検討委員会を立ち上げて、宿毛市消防団再編計画書を策定し、当時、消防団の幹部団員等とも協議を重ねてきたが、具体的な合意形成ができずに、今日に至っている状況である。しかしながら、消防団員の処遇改善や、安定的な団員の確保等を図っていく上で、再編を推進していくことは避けて通ることはできない、そうした喫緊の課題だというふう

に考えている。このため、再度、再編に向けて、消防団の

幹部団員にも参画をいただき、中で、昨年の12月から再編計画書の改編を進めている。

問 津波浸水エリア内にある消防団の詰所等は、地区別などのくらいあるのか問う。

答 南海トラフ地震の津波浸水エリア内に立地している詰所等は、宿毛、片島、和田、小筑紫、沖の島の5分団の詰所等、全23施設のうち、17施設となる。

分団別の内訳は、宿毛分団が、詰所1施設、片島分団が、詰所4施設全て、和田分団が、6詰所等のうち3施設、小筑紫分団が、8詰所等のうち旧みなみ保育園に高台移転した田ノ浦部を除く7施設、沖の島分団が、車庫等4施設のうち、2施設が津波浸水エリア内となる。

問 今後、津波浸水エリアにある消防団の詰所等をどのようにしていくのか問う。

答 本市の消防団詰所等は、昭和40年代から50年代にかけて建築されたものが多く、ほとんどの施設は、補強プロジェクト造りで、老朽化が進み、震災対策の側面からも、早急な

建て替えが必要な状況になっている。

再編にあたり、詰所の数については、沖の島を除く各分団に1施設を基本とすることで、詰所の集約化が可能となり、より機能的な設備の充実に図ることができるものと、そのように考えているところである。

なお、津波浸水エリア内にある詰所等については、発災後における参集時の安全確保をはじめ、救助、復旧活動を確実に遂行するためにも、高台移転を基本におきながら、地域の皆様の意見も聞く中で、地域の実情に応じた設置場所等の検討を重ねてまいりたいところのように考えているところである。



川田 栄子 議員

新型コロナウイルス感染症について

問 現在の接種状況を問う。

答 1回目87・1%、2回目接種率86・3%である。

問 ワクチンにはロット番号があるが、どのような役目を果たすのか。何か不具合があればどう対応するのか。

答 不具合が生じた場合は追跡をして国民にお知らせをする認識している。

問 ワクチン接種については、かなり同調圧力があつたと聞く。

強制的に摂取させる必要があるのか、同調圧力について問う。

答 接種は強制ではない。効果と副反応のリスク等を理解した上で判断して接種をする。また未接種者に対する差別的対応や接種の強制はあつてはならない。

問 5〜11歳の対象者数を問う。

答 令和4年2月23日時点で978人である。

問 5〜11歳の児童については、ある自治体では案内文書と接種券の一括送付は行わず、

メリット、デメリットをいったんお知らせしてから希望する方の申請を受けて、接種券の送付としている。当市について問う。

答 接種券と案内文書の一括送付を行うことで接種の判断・情報提供ができるかと判断している。

問 若年層の接種に疑問も持つ意見があるが、本市として判断材料の提供について問う。

答 5～11歳用のワクチンの効果や副反応に関する情報提供を接種券送付時に行っている。



川村 三千代 議員

国民健康保険料水準の統一について

問 統一となった場合の本市への影響と認識・考えについて問う。

答 宿毛市は県内では比較的、医療水準が低く、そのため統一されれば短期的には保険税負担が増加する。あくまで試算では、所得割率が1・44%増の13・74%、均等割額が2万3166円増加の5万8666円、平均割額が4130円増額の3万7930円となる。統一が県内国保の持続可能性の確保を目的としていることや、本市でも今後被保険者数の減少が想定されることも踏まえると、将来的に統一は避けられないと考える。ただ本市は医療費が低く国保税が相対的に低く抑えられている現状がある。統一にあたっては、負担の公平性とともにサービスの公平性も重要であり、医療提供体制の均てん化や医療費を抑える仕組みづくりが必要であると考えている。このことから統一の必要性は理解できるが、令和12年度に水準統一を完成させるといふ県案に対しては現状反対の立場であり、後年度へと要望している。

県議会議員の定数について

問 宿毛市・大月町・三原村

選挙区は人口減から定数減を検討されていたが、来春の選挙においては現状のままとし議論は先送りとなった。国政も含め人口の少ない地域の議席が減らされることは疑問であり憂慮するが、県議定数について本市の見解を問う。

答 県議会議員は自治体と県庁のつなぎ役、特に人口減少が著しい郡部の声を県政に反映させる我々の代弁者であり、重要な必要不可欠な存在である。国勢調査をもとに人口比例原則による試算で議員定数が削減されることは大きな問題であると認識しており、それぞれの首長、議員ともしっかりと意見調整していきたい。

誤伐採の現状と対策について

問 誤伐は故意か過失かの立証が難しく、それゆえにそれを悪用する業者が存在する。これは山林所有者の金銭的、精神的損害はもちろん真摯に誠実に林業に携わる同業者にとっても大きなマイナスであるが、どう対応していくのか。

答 誤伐の情報を得た場合は

現地に赴き業者を指導している。又、伐採届提出の際、隣接所有者の同意があるのか確認しているが、誤伐を行った際にはその経緯についての顛末書も提出することになっている。誤伐については全国的にも大きな問題となっており、森林法施行規則等も改正され、令和4年4月1日からは無断伐採等への対策が強化される。本市としても関連機関と連携し、徹底した指導・防止に取り組んでいく。



野々下 昌文 議員

奨学金返還助成制度について

問 奨学金返還助成制度の取り組みについて市長の見解を問う。

答 本事業に取り組むことにより奨学金利用者の負担軽減はもとより本市への移住・定住の促進や各産業における担

い手不足の解消等に大いに期待している。都市部の大学等へ進学や就職をされた方の中には卒業後、又、将来的には本市へ帰りたい思いを持たれている方が多くいると思っている。この制度は複数年にわたる支援制度であり宿毛出身者が安心してふるさと宿毛へ帰ってくるきっかけや定住につながるようUターン希望者を応援する制度である。

子宮頸がんワクチンの積極的勧奨の再開について

問 積極的な接種勧奨を中止していた期間に機会を逃した女性に公費で接種するキャンペーンアップ接種の運用法や期間、具体的な対処方法、併せて本市の対象者数を問う。

答 接種機会を逃した全ての方に對し予診票を同封した個別通知を一齐に行う予定としており対象者は予防接種と同様に自身で接種を受けられる医療機関に予約をし本市から送付した予診票を使用し令和4年4月から令和7年3月までの3年間で接種を受けて頂く。また、対象者は平成9年4月2日から平成18年4月1

日生まれのHPVワクチン接種が完了していない482名となる。

重層的支援体制整備事業、社会福祉法の改正の内容について

問 コロナ過で個人や家族が抱える生きづらさやリスクが複雑化、多様化し8050問題や介護と子育てを同時に担うダブルケア、ごみ屋敷や虐待、孤立死など新たな課題が表面化している。今回の法改正に伴い市は相談支援体制の整備、いわゆる重層的支援体制整備事業を積極的に推進すべきと考え、取り組みや整備のあり方について問う。

答 市町村が行う枠組みは相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援が示されている。具体的な内容としては相談支援では本人や家族の状況に関わらず様々な相談を受け止める。断らない相談支援を実施し関係機関が連携して必要な支援機能につなぎ、訪問等、継続的な支援を行う。参加支援では引き籠りや既存の取り組みで

は対応のできないはごまのニーズに対し本人や家族の状況に寄り添いながら地域社会とのつながりを回復するための取り組みを行う。地域づくりに向けた支援では地域社会から孤立することのないよう居場所づくりや住民相互の交流、活動の場を確保する地域づくりに向けた支援を行う内容となっている。



山戸 寛 議員

沖の島、鵜来島と一部地域のし尿処理について

問 し尿の法的定義とその処理責任について問う。

答 し尿は一般廃棄物に該当し、法律及び条令に基いて市が適正な処理を講じなければならないことになっている。

問 市は具体的にどのようなことを行っているのか。

答 各家庭のし尿の収集運搬業務や浄化槽の清掃業務については市内の許可業者4社が行い、和田にある幡西衛生処理センターで処理を行っている。

問 汲み取りの際の料金体系について問う。

答 汲み取り料金は宿毛市、大月町、三原村の処理業者が加入している幡西衛生業組合で定めている。10リットルあたり110円を上限とし、最低料金は汲み取り式で4400円、浄化槽は単独で2万2000円、合併で2万7500円となっている。延長ホースの必要がある場合は20メートルあたり上限1000円の別途料金が必要となる。

問 このような市内全域で適用されている料金体系だけでは対応できないケースが離島を含めて何か所あり、業者はどのような形で対応しているのか問う。

答 栄喜地区の一部、5、6軒と沖の島、鵜来島が該当地区になろうかと思うが、単独の業者では収集作業に困難が伴うため、幡西衛生業組合と

して協働で汲み取り作業を行っている。

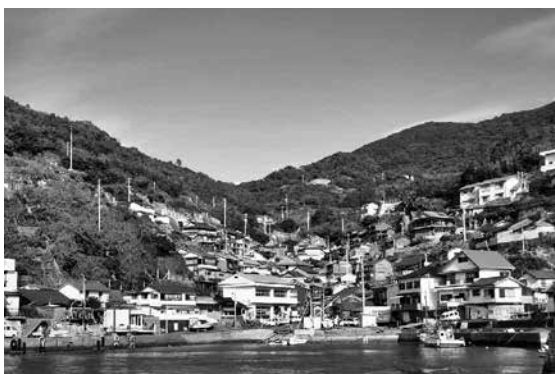
問 これらのケースについては市としてしかるべき対応がなされていることになっているが、その内容について問う。

答 栄喜地区の一部については、市が無償で延長ホースの貸し出しを行っている。沖の島、鵜来島に関しては、バキュームカーの往復の運搬について、市が起重機船を借り上げの上実施しており、収集作業員の渡航費用に関しても、市で渡船の借り上げを行って業者に費用負担が発生しないようにしている。

問 交通手段の確保はなされているし、一定の保険への配慮もなされている。とはいえ業者は業者でこれらのケースでは割りの悪い状態に置かれたままになっているのではないかと。一種の損失や負担額増に対する補てん策について問う。

答 沖の島、鵜来島のし尿収集業務は収集業者の協力なしでは到底実施できるものではないと認識しているし、毎年、毎回大きな苦勞をかけている。

し尿の収集運搬業務については住民の方々の清潔で快適な生活の保全を図る上で、最も基本的かつ重要な業務であると認識している。延長ホース料金といった住民負担や収集業者に対する損失補てん策に関しても、他市町村の取り組みも参考にしながら、本市としても検討して行きたい。



決 議

議員より提出された次の決議案を全会一致で原案のとおり可決しました。

◎決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議について

2月24日、ロシアは、ウクライナへの侵略を開始した。このようなロシアの行動は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。力による一方的な現状変更は断じて認められない。この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

宿毛市議会は、ロシア軍による侵略を最も強い言葉で非難する。そして、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するように強く求める。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、対話と交渉による平和的解決が図られるよう尽力することを強く訴える。

各議員の議案等に対する意思表示の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。

| 議席 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | |
|-------|-----|----|------|------|-------|----|------|------|-----|------|-------|------|------|------|------|
| 氏名 | 今城隆 | 堀景 | 三木健正 | 川田栄子 | 川村三千代 | 欠員 | 闇倉真弓 | 山上庄一 | 山戸寛 | 岡闢利久 | 野々下昌文 | 松浦英夫 | 寺田公一 | 饗田陸紀 | 議決結果 |
| 案件 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議案第5号 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | 議長 | ○ | 同意 |

【○：賛成 ×：反対】

●議会用語Q & A

Q 議会の自律権とは。

A 議会が、議会内部のことについて、他から干渉されることなく自主的に決定する権限をいいます。具体的な内容としては、①議会の組織、運営、議長等の選挙、②会議規則の制定、③議員の懲罰、④議員の資格決定、⑤規律、⑥傍聴人に対する措置、⑦議会自主解散などをあげることができます。

★会議録の閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。詳しくは「会議録」をご覧ください。

3月定例会の会議録は6月上旬にできる予定です。

市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市議会ホームページでご覧になれます。

議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンで映像中継しています。なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。



〈編集後記〉

暦の上でははや立夏となり、心なしか日差しも明るく強くなってきました。

さてこの度、災害に強いまちづくり計画の一環である高台への市庁舎移転も完了し、新庁舎の供用が開始されました。発災時においてその役割は重要ですが、なにより通常業務を機能的にかつ効率的に遂行し、市民サービスの向上と充実を期待いたします。

また、宿毛市名誉市民として、梶原大樹氏（元関脇・豊ノ島）岡本知高氏（ソプラニスタ）の2名が新たに選定されました。

お二方の功績は言うまでもなく大きく、今後におきましても更なるご活躍を祈念いたします。すがすがしい若葉の季節、暑い夏に向け、大いに英気を養いたいものです。

三木 健正

〈編集委員会〉

- 委員長 山戸 寛
- 副委員長 今城 隆
- 委員 堀 景
- 委員 三木 健正
- 委員 川村三千代